

国指定天然記念物における伝承を有する植物の実態

山川 志典

一 研究の背景と目的

(一) 天然記念物の保護と指定基準

日本において、動物・植物・地質鉱物といった「自然物」に価値を見出し、保護する仕組みとして「天然記念物」^①がある。天然記念物は、一九一九年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法を前身とし、一九五〇年に制定され現在に至る文化財保護法において使われる概念・用語であり、文化財保護法や各自治体の文化財保護に関する条例により指定等の措置が講じられ、保護されている。

文化財保護法第二条では「文化財」を定義しており、貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及

び渡来地を含む）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

と「記念物」が定義されており、このうち、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの」が「天然記念物」となる。具体的には、「特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物指定基準」^②（以下「国指定基準」とする）に基づいて、その天然記念物としての価値が判断される。その中で植物については、

二 植物

- (一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(七) 洞穴に自生する植物群落

(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、

蘇苔類、微生物等の生ずる地域

(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(十) 著しい植物分布の境界地

(十一) 著しい栽培植物の由生地

(十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

となっている。ここからは、「原始林」「自生地」「代表的なもの」という基準や希少性が、植物の生態を扱う学問分野からの調査研究により「学術上価値が高いもの」とされ、指定されていることがわかる。しかし、その一方で、「並木」「社叢」「栽培植物」といった人との関わりの中で植えられ、育てられ、意識的に手入れがなされて残されてきたことがうかがえる植物に関する評価や、「名木」「珍奇」といった植物に対する評価もみられる。ここからは、天然記念物（植物）は、単に植物そのものの学術的評価（大きさ、樹齡、希少性など）だけではなく、人との関わりを持ち、人が守り育ててきたものに加え、人がそれを「名木」「珍奇」として認定する評価が含まれていることがわかる。さらに、その「名木」「珍奇」なる植物を瞥見すれば、それらの中には、植物の発生や名称に関する伝説の存在や、それをふまえて、ご利益があるので参拝する、傷をつけると悪いことが起きるので大切にするというような行為（活動）を含めた伝承を

有し、今日に至っているものがあることがうかがえる。

(二) 天然記念物保護制度における植物に関わる伝承の認識
植物の保護制度としての天然記念物は、一九二〇年に公布・施行された史蹟名勝天然記念物保存法の成立が重要な出来事となっている。同法の成立については、史蹟や名勝と共に保護の枠組みがつくられていく中で、天然記念物の指定・価値づけの際に、郷土保護への意識や、植物生態学的な見地からだけではなく人と植物の関わりや由緒等についても意識をされていたことが指摘されている。^{③④}

同時期に、柳田國男は、「ツバキ自生北限地帯」（一九二二年指定）のツバキについて、発生の伝説や採取を禁じるといった伝承によって現存してきた経緯を述べている。^⑤これは植物が人との関わりの中で保護・継承されてきた事例としての指摘と捉えることができる。

さらに、史蹟名勝天然記念物保存法を発展的に継承したといえる文化財保護法下の天然記念物においても、「文化的」あるいは「民俗的」な評価があることや、指定をされた樹木の管理主体としての寺社の多さに関する指摘がある。^⑥

また、岡本貴久子は、文化財に指定された天然記念物にお手植えの伝承が多くみられることを指摘している。^⑦

このように、天然記念物（植物、特に樹木）は、大正期の史蹟名勝天然記念物保存法の成立過程から現在の文化財保護法ま

で、歴史的事象（伝説性の高いものを含む）を伝える存在としての指定や保護が展開されてきた一面を有していることが指摘されてきたといえる。

（三）植物にまつわる伝承の研究

植物と伝承に関する研究や報告は、国内外問わず膨大にある。そのなかでも植物に関する伝説は、日本においても長らく関心が寄せられてきた。とりわけ樹木については、伝説の内容や植物の樹種や形態からの分類により整理がされてきており、ここからは、伝説が結びつく存在としての樹木（植物）の存在が、広く認知され、関心が寄せられていたことがみてとれる。

そのなかで、佐藤征弥、阿部梨沙、乃村亜由美、姜憲、瀬田勝哉「日本と朝鮮半島の巨樹―樹種および巨樹にまつわる伝承の比較的研究」〔植生史研究〕第二巻第一号（二〇一〇）は、『大日本老樹名木誌』と『朝鮮巨樹老樹名木誌』を基に樹種や所有者（所在地）、伝承を比較し、樹木にまつわる伝承の日本列島と朝鮮半島における共通点と相違点を指摘している。対象は天然記念物に指定されているものが多く、資料に掲載された伝承を分析対象としてその傾向を把握している点で、天然記念物（植物）と伝承の関係を指摘した先行研究と位置付けられる。一方で、この研究では「巨樹」以外の植物については、検討をしていない。

加えて、日本国内で地域における文化財・文化遺産の活用

関心が集まる中、口承文芸研究分野においても、地域の伝説や昔話といった口承文芸について、伝説に登場する・関連のある場所や史跡等の文化財との関係を扱った研究もみられる^{9,10)}。

（四）研究の目的

よって、本研究は、現在、近代法に基づき天然記念物として保護されている植物と伝承の関係性の実態を把握することで、文化財・天然記念物という枠組みを通じて、植物と人がどのようにかかわってきたのか、そして、今後関わっていくべきなのかという点を明らかにする。

具体的には、次の二点についてみることとする。一点目は、文化財保護制度の中で、伝承を有する植物がどのように天然記念物として指定されてきたのかをみるために、現在指定されている国指定天然記念物（植物）を対象とし、伝承の有無を確認したうえで、指定時期と指定時の評価となる指定基準から、伝承を有する国指定天然記念物（植物）の指定の傾向を把握する（目的一）。二点目は、伝承を有することが確認できた国指定天然記念物（植物）から、その伝承の内容についてみていく（目的二）。これらを踏まえたうえで、「天然記念物」という文化財保護の枠組における伝承を有する植物について考察し、その実態を把握することを本研究の目的とする。

なお、口承文芸の研究において、天然記念物に指定された植物と、その植物にまつわる伝承の関係を捉えなおすことは、口

承文芸研究と地域社会の新たな結節点を見いだすうえでも意義のある研究といえる。

二 研究方法

対象は、二〇一九年度までに指定された国指定天然記念物（植物）（特別指定を含む）とし、文化財指定に関する基礎情報（名称・指定年・指定基準等）を Web サイト「国指定文化財等データベース」〔<https://kanshitei.bunka.go.jp/bsys/index>、二〇二〇年六月三十日最終閲覧〕。以下、本稿における各 Web サイトの最終閲覧日も同日である（）を利用し、不足分については、文化庁発表資料、各自治体の天然記念物を紹介する Web サイトおよび刊行している文献資料から情報を収集した。

伝承の有無と内容については、今回は天然記念物（植物）にまつわる伝承の公開や共有に積極的な姿勢がうかがえることを重視し、天然記念物（植物）付近に設置されている説明看板、所有者・行政の Web サイト・広報媒体での記載を確認し、個人著作物での記載は除外した。また、伝承の有無は、植物に直接関わるものとし、植物が生息する寺社や山等に関するものは除いた。

目的一については、先行研究を参考に指定時期を区分し、天然記念物（植物）全体と伝承を有する天然記念物（植物）の指定件数の推移を確認した。亀井幹夫、中越信和「国指定天然記念物（植物）の指定方針とその変遷」〔ランドスケープ研究〕六四巻五

号（二〇〇一）では、史蹟名勝天然記念物保存法が制定され、最初の指定が行われた一九二〇年から一九九九年までを天然記念物（植物）の法的な動向から五期に区分していた。今回は、亀井らの期間も含め、指定が行われた期間で区切り、I～VI 期に区分をした（表一）。

ついで、国指天然記念物（植物）が先述の「国指定基準」の植物の指定基準十二項目のうちどれに当てはまるのかをみた¹¹⁾。指定基準が複数あるものについては各基準に一つずつ加算した。加えて、伝承がある天然記念物（植物）についても同じように指定基準十二項目のどれに当てはまるのかをみた。

目的二については、目的一において伝承が確認できた対象を、伝承内容ごとに比較した。植物に関する伝承の分類は、これまで植物の種類や名称による方法がみられた。これらを参考にしつつ、今回は、植物と人との関わりという観点から、伝承内容

表1 指定時期区分

区分	期間	内容
I	1920.07.17-1923.03.07	史蹟名勝天然記念物保護法制定直後
II	1924.12.09-1945.02.22	史蹟名勝天然記念物調査会廃止から終戦まで
III	1948.01.14-1949.04.12	戦後変動期
IV	1951.06.09-1975.06.26	文化財保護法制定から高度経済成長期
V	1976.07.26-2002.03.19	文化財保護法改正（昭和 50 年改正）施行
VI	2003.07.25-2019.02.26	文化財保護法改正（平成 16 年改正）施行から現在

について、「主体」（誰が・何の等）と「行為・作用」（どうした・何だ等）に分け、さらに「主体の属性」を植物が生育する地域（場所）との関係から、①著名人（○○天皇、○○親王、菅原道真等の皇族・貴族、空海、親鸞、役行者等の高僧や宗教者、坂上田村麻呂、源義家、徳川家康等の武将・大名でその場所にやってきた人物）②神仏等（○○神や観音、スサノオやヤマトタケル等の神話上の人物、天狗や鬼等の異類）③植物（植物そのもの）④人々（地域住民、祈願する人や○○に困った人等、植物が存在する地域で暮らしていた人）に分類した。「行為・作用」は「伝承内容の種類」として、①発生・名称の由来（植えた、種を蒔いた、名付けた等、植物の発生や名称の由来となるもの）②特異な植生・形容（枝を曲げる、姿を変える、一斉に花が咲く等、通常では起こりえない植生や形容に関するもの）③兆し・霊験（病が治る、吉事・凶事が起こる等、兆しや治癒、たたりに関するもの）④生活利用（植物を食べる、飾りに使う、目印にするなど、生活での利用に関するもの）⑤その他に分類し、その傾向を把握した（例えば、「空海が植えたサクラと伝えられる」という伝承の場合、「空海」を「主体」として「主体の属性」は「著名人」、「植えた」を「行為・作用」として「伝承内容の分類」は「発生・名称の由来」とする）。

これをふまえ、最後に、目的一と目的二の結果について考察した。

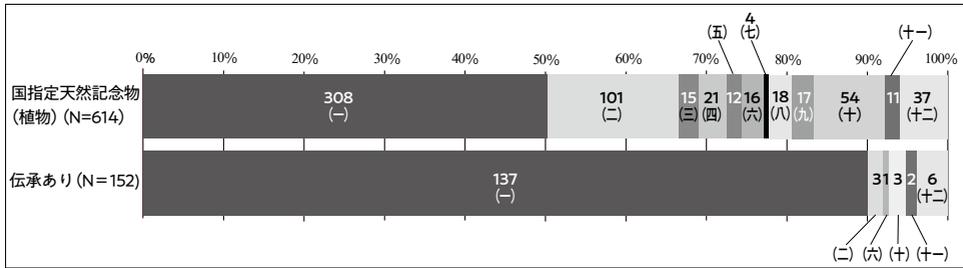
一四九件と伝承を有していない国指定天然記念物（植物）四〇九件の指定時期をⅠ～Ⅵ期に分けた。Ⅰ期・Ⅱ期においては、三割前後の指定物件に対して伝承の存在がみられた。一方で、Ⅴ～Ⅵ期においては、次第に減少する傾向をみせながらも、二割～一割程度の指定物件に伝承がみられた。

(2) 指定基準の傾向 (図2)

国指定天然記念物（植物）五五八件のうち五一件が複数の指定基準にあてはまった（二つの基準にあてはまるものが四六件、三つの基準にあてはまるものが五件）ため、個別に加算し全体の母数は六一四件とした。

傾向をみると、全体六一四件のうち約半数（五〇パーセント）にあたる三〇八件が、「(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」であり、最も多かつ

図2 国指定天然記念物（植物）全体と伝承を有する国指定天然記念物（植物）の指定基準別件数



三 結果

(一) 国指定天然記念物（植物）の指定状況 (図1)

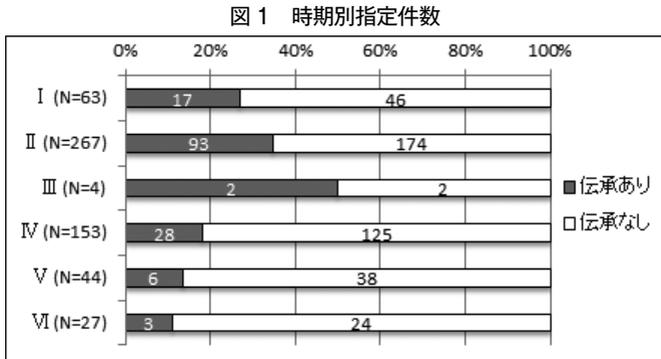


図1 時期別指定件数

現在（二〇一九年度指定まで）、国指定天然記念物（植物）は五五八件^(R)みられた。まず、国指定天然記念物（植物）五五八件のうち、伝承を有しているのかいないかを確認した。結果、伝承を確認できたのは一四九件であった。よって、全体のうち三割程度が伝承を有していることがわかった。

次に、国指定天然記念物（植物）は五五八件のうち、伝承を有している国指定天然記念物（植物）

た。次いで「(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相」が一〇一件で約十六パーセントを占めていた。最も少ないのは「(七) 洞穴に自生する植物群落」で四件であった。他「(十) 著しい植物分布の限界地」は五四件（九パーセント）、「(十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」は三七件（六パーセント）とやや多く、残る各指定基準の件数は二〇～一〇件程度であった。

次に、伝承を有する国指定天然記念物（植物）の指定の傾向をみたところ、伝承が確認できた一四九件のうち、二つの基準にあてはまるもの（三件）を個別に加算し、一五二件を母数として指定基準別の件数の傾向を把握した。

結果、「(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」が一三七件と最も多く、伝承を有していた指定天然記念物（植物）のうち約九割が該当した。また、指定基準別の件数では、「(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」は三〇八件あったことから、そのうち約四割が伝承を有しているといえる。次いで伝承を有する国指定天然記念物（植物）が多かったのは、「(十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」で六件みられた。指定基準の傾向で二番目に多かった「(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相」は、伝承が確認できた件数が三件と、指定基準件数が多くみられたにも関わらず、伝承を有している件数は少ない傾向にあった。他、「(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの」「(十) 著しい植物分

布の限界地」「(十一) 著しい栽培植物の由生地」については、一～三件みられた。「(三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落」「(四) 代表的な原野植物群落」「(五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの」「(七) 洞穴に自生する植物群落」「(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域」「(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木」には、伝承を有する指定天然記念物(植物)はみられなかった。

(3) まとめ

国指定天然記念物(植物)は、全体のうち約三割が伝承を有していることがわかった。これまでの時期別の指定件数の傾向をみると、Ⅰ期・Ⅱ期に指定が多くみられ、これは天然記念物全体の指定傾向に沿うものであった。また、Ⅳ・Ⅵ期には次第に割合は減少するものの、継続的に伝承を有する天然記念物(植物)が指定されている状況がみられた。

伝承を有する天然記念物(植物)の指定基準は、「(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」が約九割を占め、これは、天然記念物(植物)全体よりもはるかに高い割合であった。また、同時にその他の指定基準は、国指定天然記念物(植物)全体よりもはるかに低い割合を示す中で、「(十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」は一定の割合を占めていることがわかった。

(二) 国指定天然記念物(植物)が有する伝承の内容

(1) 伝承の分類

(一) では、国指定天然記念物(植物) 五五八件のうち、一四九件に伝承があることが把握できた。このうち、複数の伝承がある植物もみられた。よって、それらを個別に数え、本稿では一九三件の伝承を対象として分類を行った(図3)。

(2) 個別具体例

① 発生・名称の由来
発生・名称の由来に関する伝承は、一一七件と全体(一九三件)のうち約六割にみられる

もみられた。

著名人を具体的にみてみると、

・「狩宿の下馬ザクラ」(静岡県富士宮市)・・・「狩宿の下馬桜」は、別名「駒止めの桜」と呼ばれ、頼朝が桜の枝に馬をつないだこと伝えられる(富士宮市、富士宮市教育委員会「狩宿の下馬桜」現地説明看板 設置年不明)
 ・「東昌寺のマルミガヤ」(宮城県仙台市)・・・伊達政宗が鬼門よけとして植えたものであると伝えられています(仙台市教育委員会「国指定天然記念物(平成7年3月20日指定) 東昌寺のマルミガヤ」現地説明看板 二〇〇二)
 ・「高岡の月知梅」(宮崎県宮崎市)・・・月知梅は、延宝元年(1673年) 第19代藩主、島津光久が来観したときに「月知梅」と命名したものの(宮崎市教育委員会「指定天然記念物 高岡の月知梅」現地説明看板 設置年不明)

のように、源頼朝や伊達政宗あるいは島津家といった、全国的にも著名で、かつ、植物がある地域で活躍や統治をした所縁ある人物がみられた。また、

・「鳥屋野逆ダケの藪」(新潟県新潟市)・・・この竹やぶには親鸞聖人が鳥屋野の地で布教していたとき、持っていた杖を地面に挿したところ、根付いて枝葉が逆さに生えたという伝承があり(文化庁、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会「国指定天然記念物 鳥屋野逆ダケの藪」現地説明看板 二〇〇九)
 ・「上沢寺のオハツキイチョウ」(山梨県身延町)・・・文永11

た。主体の属性に着目してみると、著名人が最も多く八五件であった。著名人が主体となる伝承の九割が発生・名称の由来に関する伝承であった。

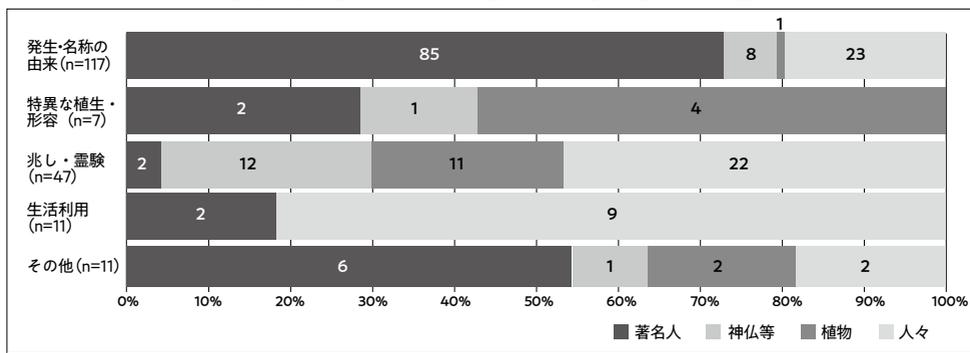
そのなかで多くみられたのが、天皇や高僧、武将・大名による「お手植え」の伝承であった。たとえば、
 ・「小木の御所ザクラ」(新潟県佐渡市)・・・順徳上皇の御手植えと伝承され(佐渡市教育委員会「小木の御所ザクラ」現地説明看板 二〇一三)

・「藤川天神の臥龍梅」(鹿児島県薩摩川内市)・・・菅原道真が植えた一本の梅から繁茂したと伝えられており(薩摩川内市教育委員会「国指定天然記念物 藤川天神の臥龍梅」現地説明看板 二〇一七)

また、挿した杖や箸が木となる内容で「杖立伝説」や「箸立伝説」とされるものとして、

・「菩提寺のイチヨウ」(岡山県奈義町)・・・法然上人が学問成就を祈願して挿した杖が芽吹いたといわれる(奈義町教育委員会「天然記念物 大イチヨウ」現地説明看板 設置年不明)
 ・「南花沢のハナノキ」(滋賀県東近江市)・・・花沢のハナノキは、1200年前聖徳太子が仏法の繁栄を祈願して、南北に一本ずつ刺した箸が太子の祈願どおりに大きく成長した(滋賀県教育委員会事務局文化財保護課「南花沢のハナノキ」文化財紹介リーフレット 二〇〇四)

図3 国指定天然記念物(植物)にみられた伝承の内容



(1274)年、日蓮聖人は、入山後まもなく小室山(旧増穂町)の修験僧善知法印と法論した。法論に敗れた法印は、おもてに聖人へ心服を装い内心聖人の毒殺を謀り当寺に來り、時の当寺職法喜阿闍梨と共に聖人に毒餅を供した。これを看破した聖人は餅を庭に投げ捨てた。たまたま庭へ入って来た白犬がその餅を口にして倒れた。聖人はこの犬を憐れみ、これを葬った塚に手書きの塔婆と、使用の銀杏の杖を立て供養した。やがて、この杖が芽吹き成長して現在の巨樹となった(身延町、身延町観光協会「法喜山上澤寺 日蓮宗旧久遠寺末」現地説明看板 二〇一五)

のように、親鸞や日蓮といった鎌倉期の仏教宗派の開祖が主体となった植物の伝承がそれぞれ複数みられた。特に、親鸞は配流先の新潟県、日蓮は本山を開いた身延山のある山梨県に多い傾向にあった。

人々では、

・「嬉野の大チヤノキ」(佐賀県嬉野市)・・吉村新兵衛は役目のため肥前白石郷(現白石町)からこの地へ移住し、慶安年間に往來札に関して法度に触れ、切腹と決められたが、先代の武功により助命され、その後茶の栽培に尽力し、嬉野茶を創始したとされている(中略)この大茶樹は、この頃に栽培されたもののひとつであると伝えられている(嬉野市教育委員会「嬉野の大茶樹」現地説明看板 設置年不明)

・「大日比ナツミカン原樹」(山口県長門市)・・江戸時代中頃(18世紀)、この地に漂着した果実を拾って、西本チヨウが播種し

たとの伝えがある。(長門市「大日比ナツミカン原樹」<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/6323655.html>)

ように、当地で産業となった栽培樹木の原木を発見・導入した人物の伝承がみられた。

②特異な植生・形容

植物の特異な植生・形容に関する伝承は七件あり、そのうち四件は植物自らが主体となっていた。形容に関しては、

・「將軍スギ」(新潟県阿賀町)・・その昔、村人がこの杉を切り、船を造ろうと計画したところ、一夜にして地面に沈んでしまったという伝説が残されている(阿賀町「天然記念物 將軍杉」現地説明看板 設置年不明)

・「八幡神社の大スギ」(石川県加賀市)・・昔々、村人たちが大杉を伐って帆柱にしようとしたが、翌日、お宮にいつてみると、三つの枝に分かれ、帆柱にはならない杉になっていたという(看板設置者不明「国指定天然記念物 八幡神社の大杉 昭和18年4月指定」現地説明看板 設置年不明)

などがあり、花に関しては、

・「京丸のアカヤシオおよびシロヤシオ群生地」(静岡県浜松市)・・60年に一度唐傘大の花を咲かせる牡丹があるという伝説がありますが、その花は国指定の天然記念物であるアカヤシオ、シロヤシオの大群生だといわれています(浜松市環境部環境政策課「つんはまミュージアム 地域資源の紹介」<https://tenhamaco.hamazo.tv/e1963158.html>)

る伝承もみられた。

植物が主体となる場合、良いこととしては、

・「有田のイチヨウ」(佐賀県有田町)・・1828年(文政11年)の大火で有田の町は焼け尽くされたが、このイチヨウの木に隣接する池田広孝家は難をまぬがれて焼け残った唯一の木造建築物である。池田家では、「イチヨウの木は火を嫌い、大火の時に風をおこして火を寄せつけず、家を守ってくれた。」と言いつた(有田町「有田のイチヨウ」現地説明看板 設置年不明)

のように、火事等の災害から植物が建物や住民を守ってくれた伝承があった。一方で、

・「塚崎のクス」(鹿児島県肝付町)・・古来戦争が勃発する直前に枝が折れて予報する(肝付町「塚崎のクス」<https://kimotsuki-town.jp/kanko/bunkazai/bunkazai/kunishitei/2998.html>)

のように、植物が起す現象が凶事の予兆となる伝承もみられた。神仏等が主体となる伝承は、植物に何かがある・宿っている(ので何かが起こる)という伝承であった。そのうち、

・「千本イチヨウ」(千葉県市川市)・・古来千本公孫樹には白蛇が棲むと言われ、その姿を見たものは幸福を授かり、長寿になるとの言い伝えがあります(市川市教育委員会「国指定天然記念物 千本公孫樹 一樹」現地説明看板 二〇一六)

・「新宮蘭沢浮島植物群落」(和歌山県新宮市)・・おいの伝説 昔、浮島の森は神倉聖の神聖な修行場でした。ある日のこと、「お

・「三島神社のキンモクセイ」(静岡県三島市)・・その香は神社付近はもろん遠方にまでにおよび、時には二里(約八キロ)先まで届いたと伝えられている(三島市教育委員会「三嶋大社のキンモクセイ」現地説明看板 一九九七)

③兆し・靈験

兆し・靈験の伝承は二番目に多く、四七件みられた。主体は人々が最も多く、二二件と半数近くを占めていた。神仏等が主体となる伝承が十二件、植物自身が主体となる伝承が十一件とほぼ同数で一定数がみられた。

人々については、良いこととしては、植物へ祈願したり直接

一部を飲んだりすることで、病気が治癒する伝承となっており、

・「平石の乳イチヨウ」(高知県土佐町)・・古くから、婦人みな乳多きことを祈願するに伝えられている。(土佐町公式ホームページ <http://www.town.tosa.kochi.jp/publics/index/113/>)

・「月瀬の大スギ」(長野県根羽村)・・虫歯に痛む者が祈願すると靈験が著しく(根羽村「月瀬の大杉」現地説明看板 一九九六)

などである。婦人や乳に関するものはイチヨウ、歯などの痛みはスギの木である傾向がみられた。一方で、

・「平川の大スギ」(山口県山口市)・・樹枝を切り取る奇病にかかると言われ(山口県教育委員会、山口市教育委員会「平川の大スギ」現地説明看板 設置年不明)

のように、よくないことが起きるために伐採や立ち入りを禁ず

いの」という美しい娘が父と一緒に薪を採りに島に渡り、弁当の箸を忘れたため「カシヤバ」の枝を求めて奥深く入って行き、大蛇に呑みこまれたと伝えられています。今もその「蛇の穴」という底無しの穴があります（新宮市「おいの伝説」現地設置看板 一九九三）

また、蛇（大蛇・白蛇）に関する伝承が五件と多くみられた。

・「新居浜一宮神社のクスノキ群」（愛媛県新居浜市）・・「小女郎大明神」として楠木神社にまつられている小女郎狸は、壬生川の喜左衛門狸、屋島の禿狸と共に、三兄妹として、伊予狸の名門で、昔から一番楠に棲んでいた眷属といわれている（設置者不明「伝説 小女郎狸」一宮神社境内設置看板）
・「名護のひんぶんガジュマル」（沖縄県名護市）・・キジムナーが12匹住むと言われています（名護市観光協会「ひんぶんがじゅまる」<https://nagomu.or.jp/facility/1950/>）

のように、タヌキやキジムナーなど、当地でよく知られた異類（妖怪）がすむという伝承もみられた。

④生活利用

植物を利用するという伝承は、人々が十一件中九件と高い割合を占めていた。そのうち、食べる・油をとるという利用は

・「建屋のヒタリマキガヤ」（兵庫県養父市）・・正月のほうらい盆に栗・串柿とともにカヤの実を飾り、元旦の朝にお茶と共にいただく習わしがあります（養父市教育委員会「国指定天然記念

物 建屋のヒタリマキガヤ」現地説明看板 二〇〇〇）
をはじめ、三件と一定数みられた。他にも、

・「笠山コウライタバナ自生地」（山口県萩市）・・以前は、「山みかん」と称して正月の飾りに使っており（山口県の文化財「笠山コウライタバナ自生地」https://bunkazai.pref.yamaguchi.lg.jp/bunkazai/detail.asp?nid=30026&pid=gs_tu2）

・「与野の大カヤ」（埼玉県さいたま市）・・平安時代中期の長元年間（1028年から1037年）に植えたものと伝えられ、室町時代の応永年間（1394年から1427年）には、既に関東随一の巨木として知られ、旅人のよき道標であったと伝えられています（さいたま市「文化財紹介 与野の大カヤ」<https://www.city.saitama.jp/004/005/006/001/005/002/001/p000148.html>）

・「草岡の大明神ザクラ」（山形県長井市）・・地元では種まき桜とよばれ、農作業の目安木として親しまれ（文化庁、長井市教育委員会「国指定天然記念物 草岡の大明神ザクラ」現地説明看板 二〇〇九）

といった年中行事への利用や道行や農作業の基準としての役割を担う存在であったことがわかる伝承もみられた。

⑤その他

分類ができず類例が少なかつたその他の伝承は、植物が別の植物と両想いであるという、

・「蒲生のクス」（鹿児島県始良市）・・出水地方に残る伝説では、

悲しき恋物語によって『出水の大楠』『蒲生のクス』は互いに相思の楠であるとも言われている（始良市教育委員会「蒲生のクス」現地説明看板 設置年不明）

や、関連する寺社ができる前から植物が存在していたという、

・「山神の樹叢」（神奈川県湯河原町）・・治承年間、土肥実平が居住した当時、山神として祭られた祠の周辺に自然発生していたものといわれている（神奈川県教育委員会、湯河原町教育委員会「国指定天然記念物 山神の樹叢」現地説明看板 一九九三）

などがみられた。

(3)まとめ

天然記念物（植物）が有する伝承の内容は、植物の発生・名称に関する伝承が最も多く、とりわけこの地を訪れた皇族・貴族や高僧、武将・大名といった、著名人が主体となる内容が多くみられた。このような広く知られている人物が訪れたことや著名な人物と地域が関わったことを「記念」する内容が、植物の大きさ、樹齢の長さ、あるいは変わった形という植物的な特徴と結びついて伝承されていると考えられる。

一方で、次いで多かった兆し・靈験に関する伝承は、植物に住まう神仏等が良いこと・悪いことを起こす、植物自身が守ってくれる、あるいは、吉凶の兆しや病の治癒といった靈験といった内容をもっていた。これらは、その植物の近くに住み暮らす

人々にとって、日常的な関わりの中で発生する（しやすい）出来事の内容であるといえる。さらに、実を食べるといった実利的な生活利用に関する内容の伝承も一定数みられた。これらの伝承は、植物が地域で暮らす人々の生活において現実的・直接的に関与する存在として認識されていたと考えられる。

四 まとめ

国指定天然記念物（植物）は、全体のうち約三割が伝承を有しており、それらの多くは指定基準「(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」として指定されたものだった。指定基準「(一)」は植物学的な学術的価値に基づく基準というよりは、人々がその対象となる植物（樹木）をいかに認識してきたかという要素の強い指定基準であるといえ、伝承を有する樹木が指定基準「(一)」により、「名木」等として近代法に基づき保護の対象となってきた実態が明らかになったといえる。一方で、こうした指定は天然記念物保護制度が成立した大正昭和戦前期に限られてはいなかった。これは、「名木」等の保存に対する法律の運用が、戦後も引き続き機能している実態を示していると考えられる。

さらに国指定天然記念物（植物）にまつわる伝承には、地域に存在する植物を介して著名人との関係性を示すものと、人々が植物と日常的に関わり続けてきたことを示すものが存在する

ことが明らかとなった。これらは、いずれも法的な保護対象となる以前から伝承を有し、大切な・重要な存在として人々に意識され継承されてきており、その後、指定基準に適合し天然記念物の指定を受けたという経緯がうかがえる。¹⁵⁾

「国指定天然記念物である」という視点からは、国という範囲で捉えた際の希少性や代表性を有する植物が故に保護の必要性があると、受け止められがちである。しかし、あくまでもそのような評価は一面であり、実際の植物が存在する地域の人々の間では、「下馬ザクラ」「乳イチョウ」といった名称が示しているように、「大きい木」「美しい花が咲く」「珍しい形をしている」という特徴と共に、植物にまつわる伝承を踏まえた認識や親しまれ方をしている（してきた）といえる。そこからは、天然記念物になる以前の個々の植物とそれを伝えてきた人々との実感のある結びつき（地域での位置付けや認識のされ方・関わり方やその変遷）がうかがえる。植物にまつわる伝承に着目し、これまで伝えられてきた物語や行為・活動のあり様を伝えることが、天然の「記念物」として植物を伝えていく際に重要であるといえる。¹⁶⁾

付記

本稿をまとめるにあたり、第四十四回日本口承文芸学会大会での研究発表にご意見をくださった会員の皆様、ならびに先行研究についてご教示くださった北條勝貴氏に感謝申し上げます。

〔棚田のこと、アエノコトのこと―石川県輪島市『白米の千枚田』から―〕奈良文化財研究所（編）『文化的景観研究会（第二回）報告書 生きたものとしての文化的景観―変化のシステムをいかに読むか―』が指摘している。

〔6〕亀井幹夫、中越信和「国指定天然記念物（植物）の指定方針とその変遷」『ランドスケープ研究』六四巻五号 二〇〇〇

〔7〕岡本貴久子『記念植樹と日本近代 林学者本多静六の思想と事績』二〇一六 思文閣出版

〔8〕高木敏雄『日本伝説集』（一九一三 郷土研究社）では、「樹木伝説」を設け「巨木伝説」「二本樹伝説及杖立伝説」「縁起伝説」「箒木伝説」を分類例示している。柳田國男は、『日本伝説名彙』（一九五〇 日本放送出版協会）において、伝説が結びつく事物に即して分類をしており、その冒頭に「木の部」（「木」と「蕨・芋・菜・薄・竹・葦」）を置いている。また、荒木博之、野村純一、福田晃、宮田登、渡邊昭五が編集委員を務めた『日本伝説体系』（全一五巻別巻二巻 一九八二―一九九〇 みずうみ書房）においては、伝説を文化叙事伝説と自然説明伝説に二分し、自然説明伝説の下位分類として「木」が設けられている。

〔9〕桃太郎伝説に関する齋藤純（童話見物の誕生―桃太郎伝説の成立に見る口承文芸の観光化について）『旅の文化研究所研究報告』六号 一九九八、「猿橋の桃太郎―見立てから伝説へ―」『世間話研究』一七号二〇〇七）や加原菜穂子（『伝説のふるさと』の創造―岡山県の「吉備路」と桃

注

〔1〕史蹟名勝天然記念物保護法下では「天然記念物」と表記すべきであるが、本稿では法令名・引用部を除いて、「天然記念物」に統一して表記する。

〔2〕昭和二十六年五月一〇日 文化財保護委員会告示第二号。その後改正がなされており、現行は「平成七年三月六日 文部省告示第二四号」である。

〔3〕齋藤智志『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』二〇一五 法政大学出版局

〔4〕齋藤純は、「伝説」という言葉からその可能性をめぐって―『口承文芸研究』第一七号 一九九四において、伝説研究の展開を示す中、日露戦争後の史蹟（史蹟）指定と伝説の社会的関係性を指摘しており、文化財保護と口承文芸研究との関わりへの指摘として受け止められる。

〔5〕例えば、「いわんや椿の枝などは手も触れさせなかつたので、すなわち最初はとにかく、少なくともその保存だけは人の力だったので、もしも天然記念物と呼ぶならば、それは人の心をも引きくるめて『天然』であつたのです。」（椿は春の木（放送）（一九二八年一月三日放送、『豆の葉と太陽』一九四一 創元社に所収）。また、同年に刊行されたや『雪国の春』（創元社）にも同様の言及がある。柳田の天然記念物への言及は、風景・景観を論ずる中で、佐藤健一（日本近代の風景意識―柳田國男の風景論から―）『環境イメーজ論―人間環境の重層的風景―』一九九二 弘文堂や菊地暁

太郎伝説―『早稲田商学』第四二七号 二〇一一、「史跡活用と昔話」『口承文芸研究』第三五号 二〇一一）の研究が挙げられる。

〔10〕山口くるみ「千葉県鯛の浦におけるタイの食物禁忌」『口承文芸研究』第四一号 二〇一八では、国特別天然記念物（動物）に指定されている「鯛の浦タイ息地」を対象地としている。

〔11〕文化財保護法施行以前の史蹟名勝天然記念物保存法下で当時の天然記念物保存要目に基づき指定された案件の指定基準は、国指定文化財等データベース等で公開されている現状の指定基準に基づいた。

〔12〕枯死等で指定解除になったものは除外している。

〔13〕国指定文化財等データベースの件数。

〔14〕天然記念物指定に伴い伝承が整理されたことも想定できるが、本稿は伝承が「ある」ことを重視し、現状での内容を扱うこととした。

〔15〕今回は、広く伝える姿勢がうかがえ一般の人々のアクセスが容易である、現地に設置された看板や行政のWebサイトを資料とした。調査の過程では、個人の調査や新聞等から、より小さな集団で伝えられている伝承や、途絶えてしまった伝承も確認できた。そのような伝承を植物と共に紹介していくことも重要であると考えられる。

（やまかわ・ゆきのり／静岡県）